

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月10日

福岡地方裁判所行橋支部

裁判所書記官 成 清 一 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月26日から 令和 8年 9月 2日まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月 9日 午前10時00分 場 所 福岡地方裁判所行橋支部 売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月30日 午前10時00分 場 所 福岡地方裁判所行橋支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月10日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	12, 240, 000 9, 792, 000	一括	2, 448, 000	112, 892	0
1	1, 760, 000				
2	10, 480, 000				



11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京都郡みやこ町皆見字坂ノ本 |
| | 地 番 | 820番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 538.25平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都郡みやこ町皆見字坂ノ本 820番地1 |
| | 家屋 番号 | 820番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 93.37平方メートル
2階 70.00平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 2月25日

福岡地方裁判所行橋支部

裁判所書記官 田 嶋 二 郎

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受への参考となる事項

【物件番号1】

各隣地(地番820番2、同821番1、東側水路)との境界がそれぞれ不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京都郡みやこ町皆見字坂ノ本 |
| | 地 番 | 820番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 538.25平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都郡みやこ町皆見字坂ノ本 820番地1 |
| | 家屋 番号 | 820番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 93.37平方メートル
2階 70.00平方メートル |



令和7年(ケ)第14号
令和7年10月17日受理
令和7年11月27日提出

現況調査報告書

福岡地方裁判所行橋支部

執行官 小 柳 智 児

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-----------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 京都郡みやこ町嵯峨見字坂ノ本 | | |
| | 地 番 | 820番1 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 538.25平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 京都郡みやこ町嵯峨見字坂ノ本 820番地1 | | |
| | 家屋 番号 | 820番1 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 93.37平方メートル | |
| | | 2階 | 70.00平方メートル | |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	目的外物件として、電柱(九州電力(株)所有)2本、ポールが存する。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	従物等として、太陽光発電システムが存する。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 本件建物には、誰も住んでいません。 2 室内には未だ未整理の家財等を残していますが、第三者の所有物はありません。現在は少しづつ片付けている状況です。 3 本件建物の室内壁のあちらこちらに子供の落書跡がありますが、雨漏りやシロアリ等の被害は無く、まだ築5年程度であるため、その他特段の損傷等はないと思います。 4 レンジフードの重みにより取り付けていた天井が落ちかけたため、天井の強化補強工事は施しています。 5 太陽光発電システムを設置しています。費用等は本件住宅ローンに含まれています。 6 本件土地には、九州電力(株)所有の電柱が2本あります。土地使用料として年間千数百円の使用料を受け取っています。 7 隣接地(820番2:みやこ町所有)との境界付近にあるブロック積みの傍にポールがありますが、北側隣接地を使用している方が設置しているものであり、私の所有するものではありません。 8 ブロック積みの設置位置が境界の位置と異なっているとの指摘ですが、本件土地は、本件建物の新築時に整地しており、ブロック積みを築いていますが、すべて施工業者に任せていたので、なぜそのようになっているのかは分かりません。 なお、隣接地所有者からは、これまでに境界についての苦情を受けたことはありません。
■みやこ町役場職員	1 西側に存する水路(820番5)は、当町が管理しています。 2 水路上に通路等を設けるには、水路の占用使用許可の申請が必要です。 3 隣接する土地所有者が、自宅への出入りのために通路を設ける場合は、通路の使用料は無償であり、使用目的に変更がなければ5年毎に自動更新されます。 4 本件については、水路の占用使用許可の申請がありますが、許可申請者に変更等があれば、改めて変更の申請が必要となります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■ (接道について)

本件土地は、公図のとおり、水路（８２０番５）を介し、公衆用道路（８２０番４）に接面している。

(土地形状等について)

本件土地には現地復元性を有すると思われる図面が存在する。本件土地の周囲にはブロック積みが存するが、水路（８２０番５）側を除き、同ブロック積みは公図で示された境界どおりに設置されていないため、境界は不明確である（「土地建物位置関係図（９枚目）」参照）。

また、境界鉋は水路（８２０番５）側で一部確認できた。

なお、目的外物件であるポールは北側境界上に存すると思われる。

(本件土地及び建物等の占有状況について)

関係人の陳述、立入調査の結果等から２枚目記載のとおりと認めた。

(建物の損傷状況等について)

壁の数か所には落書きによる損傷が存するほか、経年相当の汚損等は存すると思われる。

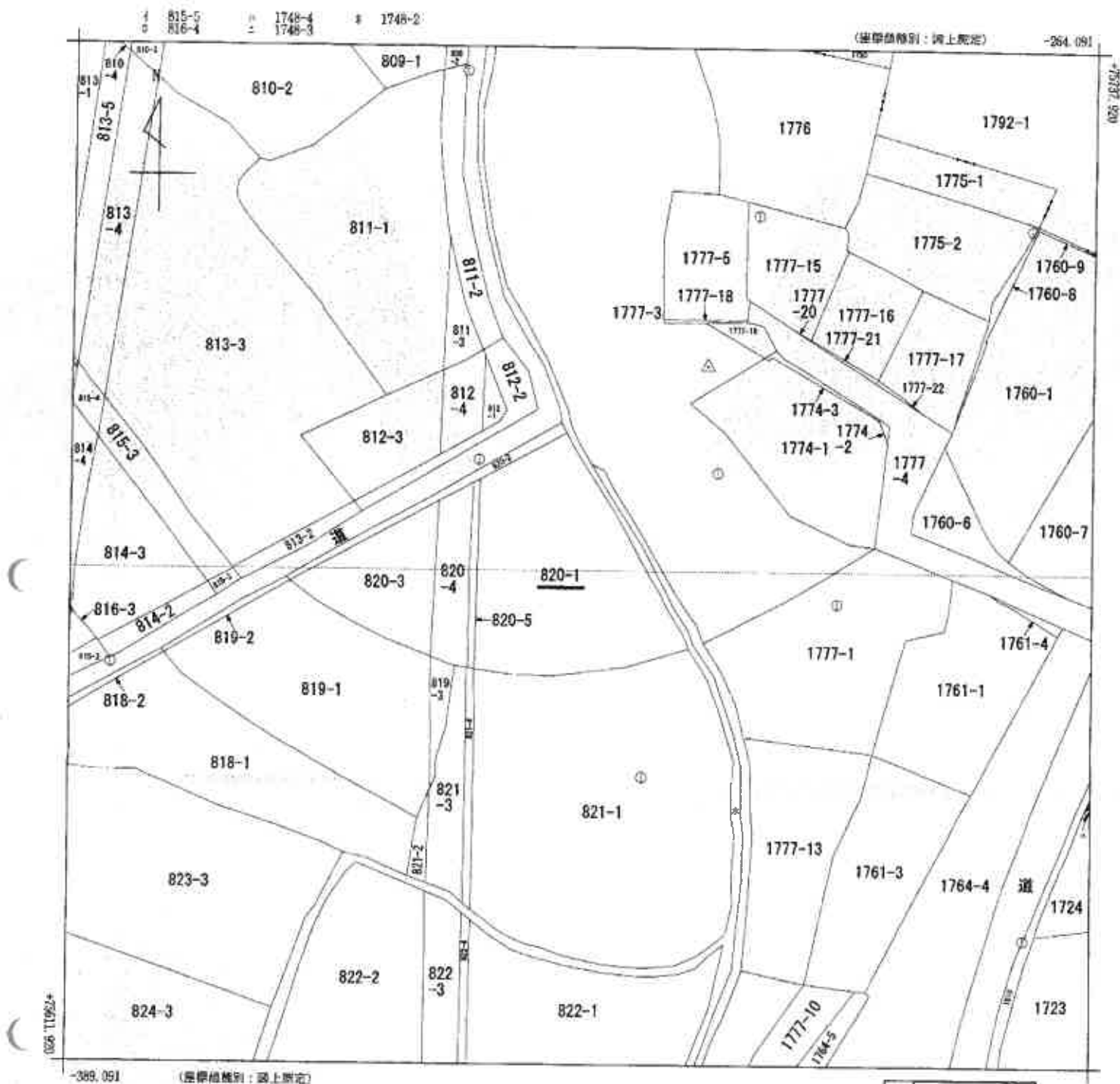
(その他)

水路の占用使用許可について、変更の申請を要する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R 7年 10月21日 (火) 11:50 - 12:00	執行官室	建物図面請求
R 7年 10月22日 (水) 17:00 - 17:10	執行官室	ライフライン調査 (みやこ町上水道課)
R 7年 10月23日 (木) 9:15 - 9:35	福岡法務局 行橋支局	公図, 地積測量図, 建物図面等の調査 登記事項要約書交付申請
R 7年 10月23日 (木) 10:05 - 10:30	物件所在地	現地特定, 占有調査, 写真撮影 (不在) 立入調査への協力依頼書投函
R 7年 10月24日 (金) 13:40 - 13:50	執行官室	占有状況等について所有者の代理人弁護士から聴取, 立入調査の日程につき調整 (電話)
R 7年 11月4日 (火) 13:40 - 13:50	執行官室	占有状況等について所有者から聴取, 立入調査の日程につき再調整 (電話)
R 7年 11月14日 (金) 9:40 - 11:00	物件所在地	立入調査, 写真撮影 所有者と面談
R 7年 11月14日 (金) 11:25 - 11:50	みやこ町役場	航空写真及び地番図の交付申請 水路の占用使用許可等について調査
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 解錠技術者及び立会人を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注)チェック項目中の調査結果は,「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出
徳永
皆見

請求部	所在	京都府みやこ町皆見字坂ノ本					地番	820番1		
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲三	座標系 番号又は記号	Ⅱ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成 年月日					備考 年月日 (原図)			補記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A4判に縮小

令和7年10月23日

福岡法務局行橋支局

登記官

請求番号：2-1

(1/1)

(6枚目)

公用

登記年月日：昭和62年6月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月23日 福岡法務局行橋支局 登記官

(7枚目)

平成62年6月25日登記
600104

前 820-1 後 新

地番 ⑧ 820-1 番 3
土地の所在 京都府豊津町大字皆見さ坂ノ本

地積測量図

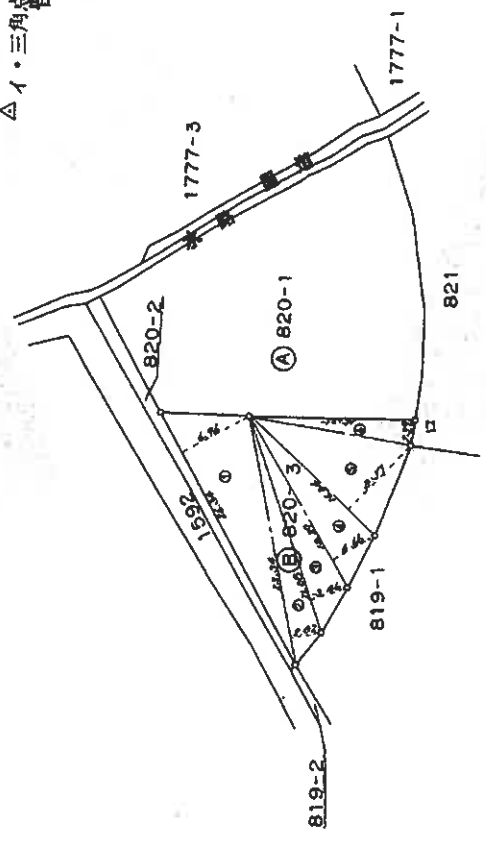
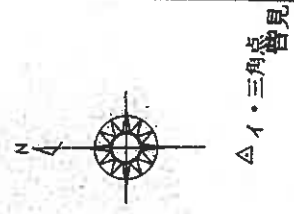
055-2
045-4

京都府みやこ町

(B)820-3 * サツガ キツクヒ ヒヨウ *

ワツウ	サイロ	サツガ	キツクヒ	ヒヨウ	ハイメツキ
(1)	26.34 X	6.96 =			183.3264
(2)	23.34 X	2.82 =			65.8188
(3)	21.08 X	3.46 =			72.9368
(4)	18.29 X	4.66 =			85.2314
(5)	16.04 X	8.37 =			134.2548
(6)	15.35 X	2.39 =			36.6865
					578.2547
					289.12735

(A)820-1
827.38 - 289.12735 = 538.25265



イ・・・三角点 皆見

イへの磁方位角 222°54' 距離 47.13m

境界位置及び面積
コンクリート杭

作製者

申請人

(昭和62年 8月16日作製)

縮尺 1/500

登記年月日：令和2年9月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月23日

福岡法務局行橋支局

登記官

A4判に縮小

請求番号：2-3

各階平面図 建物図面

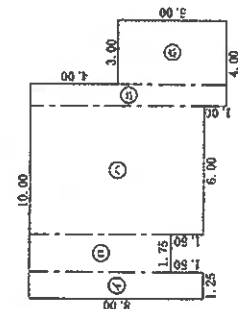
820番1

京屋番号

建物の所在
京都府みやこ町皆見字坂ノ本820番地1

建物の所在

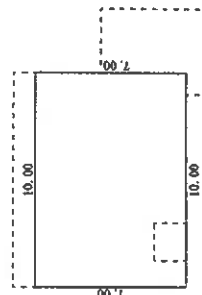
1階



求積表

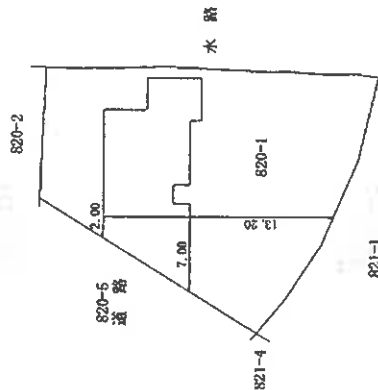
①	1.250 × 8.000	=	10.000000
②	1.750 × 6.500	=	11.375000
③	6.000 × 8.000	=	48.000000
④	1.000 × 9.000	=	9.000000
⑤	3.000 × 5.000	=	15.000000
合計			93.375000
床面積			93.37 m ²

2階



求積表

①	10.000 × 7.000	=	70.000000
合計			70.000000
床面積			70.00 m ²



報告書番号 2000454

作製者

(令和2年9月18日作製)

縮尺

250

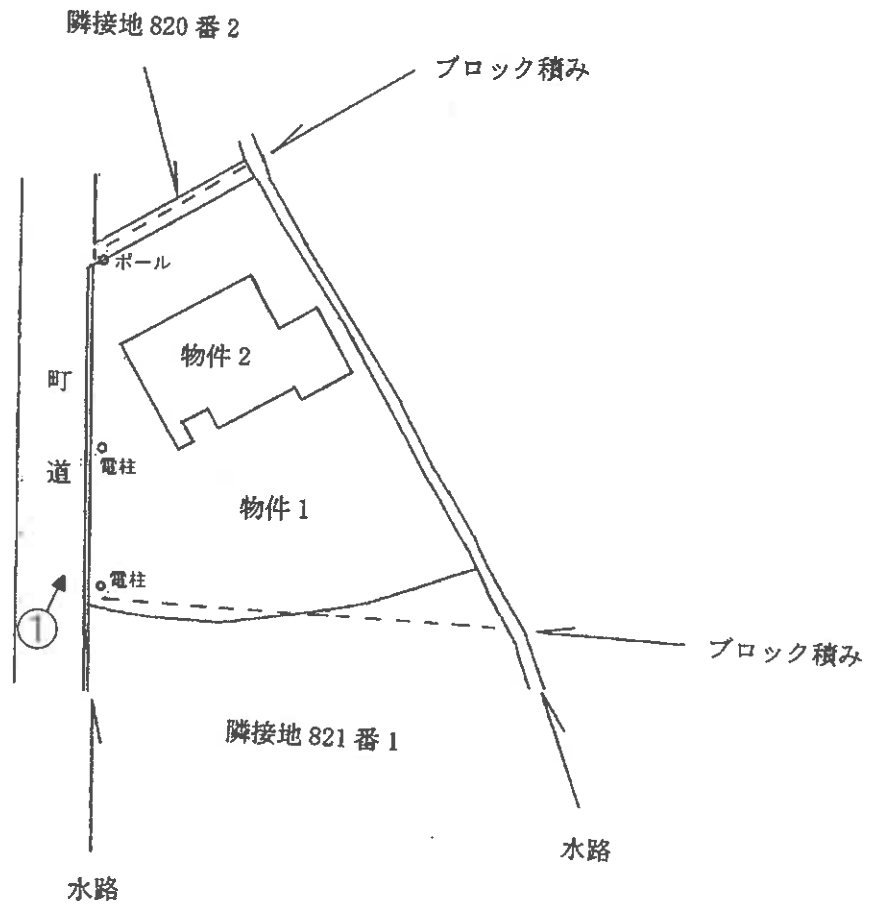
申請人

縮尺

500

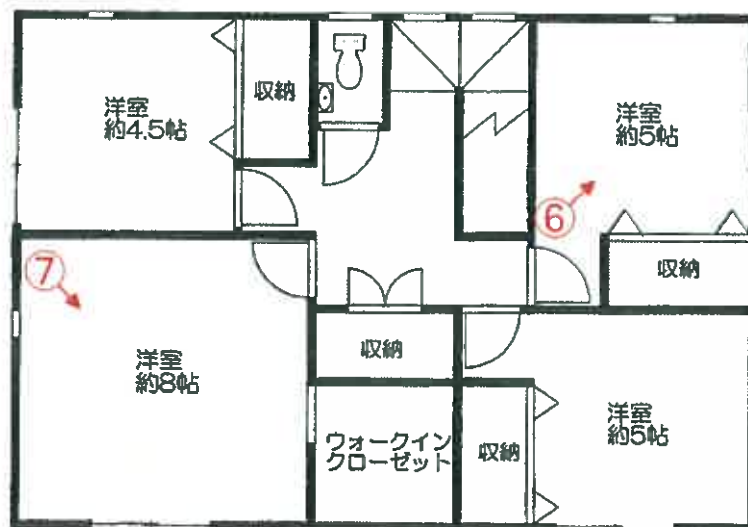
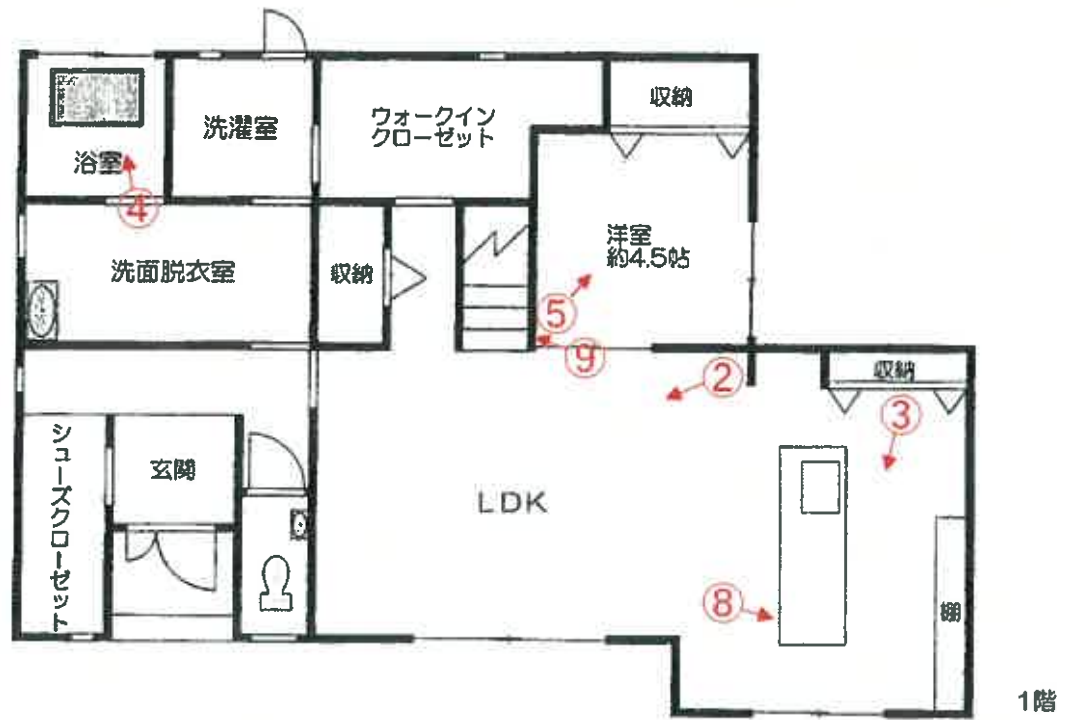
土地建物位置関係図（概略）

写真撮影位置方向



間 取 図

↑ 写真撮影位置方向





No. 1

本件土地及び建物を撮影



No. 2

本件建物の室内を撮影



No. 3

同 上



No. 4

本件建物の室内を撮影



No. 5

同 上



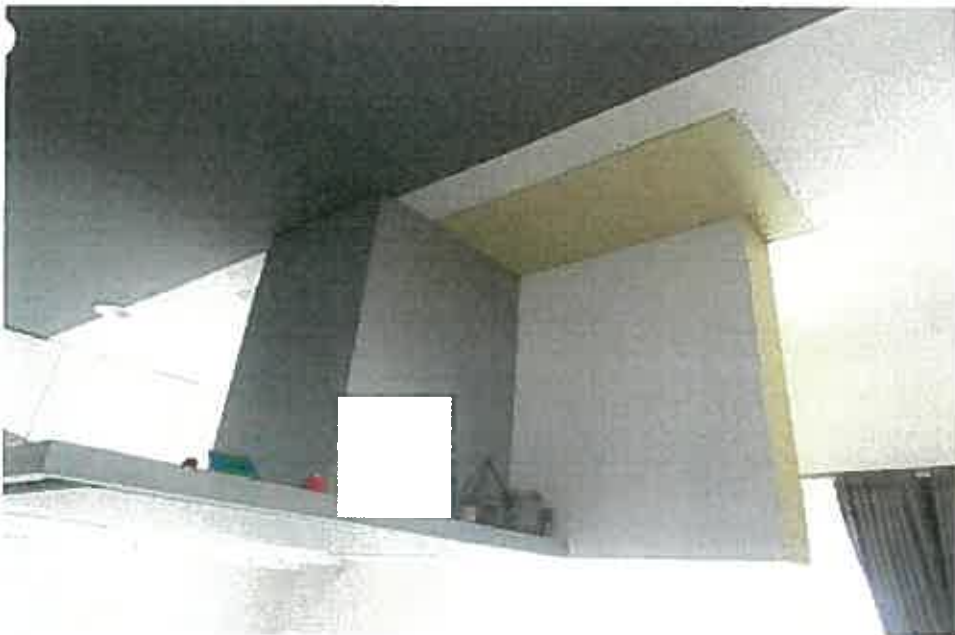
No. 6

同 上



No. 7

本件建物の室内を撮影



No. 8

レンジフードの天井付近を

撮影



No. 9

壁の損傷（落書き）を撮影

令和7年（ケ）第 14 号
令和7年11月14日 現地調査
令和7年11月27日 評 価

福岡地方裁判所行橋支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
境 達 司

第1 評価額

一括価格	
金 12,240,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 1,760,000 円
物件2（建物）	金 10,480,000 円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については、原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	京都郡みやこ町皆見字坂ノ本 820番1 宅地 538.25 m ²	特記事項のとおり
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	京都郡みやこ町皆見字坂ノ本 820番地1 820番1 居宅 木造かわらぶき2階建 1階 93.37 m ² 2階 70.00 m ²	同上
番号	特 記 事 項		
1	数量については、形状、規模及び利用の状況等により、現地での詳細な測定ができなかったが、法第14条第1項地図が存しており、現地調査の結果、現況数量と登記数量に大きな差異があるとは把握されなかったので、評価は登記数量により行った。		
2	現況は、2階建の居宅であり、登記内容とほぼ一致している。数量については、建物図面があり、現地調査の結果、増築等があるとは把握されなかったので、評価は登記数量により行った。		
住 居 表 示	住居表示未実施		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通 (直線距離)	J R日豊本線「新田原」駅の南西方、約1.8km。 太陽交通バス「祓郷」停留所の北方、約190m。 (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	近隣地域は、東九州自動車道みやこ豊津インターチェンジに近い郊外の住宅地域である。農家住宅、低層一般住宅、工場等の利用が見られ、宅地の周囲には農地が広がっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域	
	用途地域	無し	
	建 ぺ い 率	70%	
	容 積 率	200%	
	防 火 規 制	防火地域と準防火地域の指定はない。	
	その他の規制	特になし	
画 地 条 件	地 積	538.25㎡	(登記地積)
	形 状	不整形	(別添「公図(写)」参照。)
	間 口	約23m	
	奥 行	約21m	
	接 道 関 係	一方路地	
	そ の 他	特になし	
接 面 道 路 の 状 況	西側で幅員約4.0mの舗装町道と幅約0.4mの水路を介してほぼ等高接面（建築基準法第42条第1項第1号の道路に該当）。		
土地の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり。		
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガス配管 : なし 下 水 道 : なし (注) 敷地内への引き込みを基準とし、「あり」とは引き込みがある場合、「なし」とは引き込みがない場合である。		
特 記 事 項	・現地調査、当事者等からの聴取及び官公署における公表資料を調査した範囲では、土壤汚染をうかがわせる事実は認められなかった。 ・周囲にブロック積みが残っているが、西側を除き、公図で示された境界どおりに設置されていないため、境界は不明確である。 ・現時点で周知の埋蔵文化財包蔵地外。 ・北西端の境界付近に目的外物件のポールが存する。 ・目的外物件の電柱2本が存する。 ・水道の本管は、東方の県道にしかなく、上水道は、他人地、水路等を介して私設管で引き込まれている。 ・目的土地の出入り、上水道の用に供する工作物を水路等に設置するためには、町の占用使用許可等を要する。 ・築城飛行場の航空機騒音がある。		

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載）： 令和2年8月23日 新築 経 過 年 数： 約 6 年 経済的全耐用年数： 約 30 年 経済的残存耐用年数： 約 24 年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：かわらぶき 外 壁：サイディング材 ほか 天 井：ビニールクロス貼り ほか 床 ：合板フローリング ほか 内 壁：ビニールクロス貼り ほか 設 備：電気、上水道、浄化槽 等 そ の 他：オール電化、太陽光発電システム ほか
床面積（現況）	未登記の増築並びに滅失部分はなく、登記上の床面積とほぼ同様である。
現 況 用 途 等	現 況 用 途：居宅 間 取 り：5LDK（別添「間取図」参照。）
品 等	使用資材：普通 施工状態：普通
保守管理の状態	普通（内壁ビニールクロスの落書き、レンジフード周りの内装仕上げ不足等があるが、老朽化等の発生の程度は概ね経年相当である。）
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり。
特 記 事 項	・建物に付属する各種設備については、動作確認まではできないため、使用可能かどうか不明である。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	9,550	0.95	538.25	0.95	4,640,000

【注】計算結果の数値は、万円未満を四捨五入した。（以下同じ）

ア 標準画地価格：基準地「みやこ（県）-2」の公示価格等と比準して査定した。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 8,300\text{円/㎡} & \times & \frac{99}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{86} & = & 9,550\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正：補正要因なし 1.00

◇ 地 域 格 差：街路条件 接近条件 環境条件 行政的条件 地域格差
0.99 × 0.99 × 0.88 × 1.00 = 0.86

イ 個 別 格 差：不整形 個別格差
0.95 = 0.95

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態、将来発生する解体費用等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	175,000	163.37	0.63	18,010,000

イ 現況延床面積： 登記数量による。

ウ 現価率：（定率法）

減価修正にあたっては、耐用年数に基づく方法のうち定率法を採用し、それにより求めた現価率を基本として、これに観察減価法による補正を施して現価率を査定した。

$$\text{物件2: } R \times \frac{n}{N} \times (1 \pm q) = 0.63 \times 1.00 = 0.63$$

項 目	物件区分 物件2
R : 残価率	10%
n : 経過年数	約6年
N : 経済的全耐用年数	約30年
q : 観察減価法による補正率	0%

* 観察減価法による補正率は、保守管理の状態等を考慮。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,640,000	0.30	法定地上権	1,390,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,640,000	－ 1,390,000		0.90	0.60	1,760,000
2	18,010,000	＋ 1,390,000	1.00	0.90	0.60	10,480,000
一 括 価 格 (合 計)						12,240,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要はない。

エ 市場性修正： 公図で示された境界どおりに周囲のブロック積みが設置されてなく境界が不明確であること、上水道は東方の県道にある本管から他人地・水路等を通る私設管で引き込まれていること等により、市場性に劣るため、－10%の市場性修正を行う。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地標準価格：基準地「みやこ（県）－2」
所 在：京都郡みやこ町綾野字イモジ562番1外
住 居 表 示：—
価 格：8,300 円/㎡（対前年変動率 -2.9%）
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：888 ㎡
地 域 の 概 要：県道背後の古くからの農家住宅地域
接 面 街 路：南西側幅員4m町道、南東側道
供 給 処 理 施 設：水道
位 置：平成筑豊鉄道田川線「新豊津」駅の南東方、道路距離3.6km。
用 途 指 定 等：非線引都市計画区域
無し（建ぺい率70%、容積率200%）

第7 附属資料の表示

1 位置図	2 葉
2 公図（写）	1 葉
3 地積測量図（写）	1 葉
4 建物図面・各階平面図（写）	1 葉
5 土地建物位置関係図	1 葉
6 間取図	1 葉
7 写真撮影位置図	1 葉
8 現況写真	1 葉

（B I T用は位置図のみ添付。その他は現況調査報告書を参照。）

以 上



